

広島県施策提案「米軍機による低空飛行訓練の中止等」に関する説明資料

R3.6.17 広島県国際課

1 趣旨

岩国基地の米軍機による騒音被害は、米空母艦載機の移駐（平成30年3月完了）後、基地近辺だけではなく、訓練空域や飛行ルート下でも甚大な被害をもたらしているので、国においては、本年度末で終期を迎える再編交付金の代替制度検討において、こうした地域への対策を創設して頂きたい。

2 広島県における米軍機等による被害の現状と推移

(1) 騒音被害の現状

- 県内での「70 dB（掃除機，騒々しい街頭）を超える航空機騒音発生回数」は、岩国基地への空母艦載機移駐前後を比較すると、大幅に増加（H29：3,872回→R2：6,624回，～1.7倍）しており，住民生活に多大な影響を及ぼしている。
- この騒音被害は，岩国基地近辺だけではなく，再編交付金の支援対象外にある訓練空域の北広島町や，飛行ルート付近の日本三景の一つである廿日市市宮島でも大幅に増加するなど，深刻な被害を受けているエリアが拡大している。
（H29からの増加率：廿日市市宮島 2.8倍，北広島町西八幡原 1.4倍）

【表1 航空機騒音（70 dB以上）発生状況（騒音測定器データ）】

測定地点 (国測定器)	移駐完了前	移駐完了後		対H29増加 回数(倍率) (D-A) (D/A)	対R元増加 回数(倍率) (D-C) (D/C)		
	H29年度 (A)	H30年度 (B)	R元年度 (C)			R2年度 (D)	
6地点合計 (荒神原，戸河内除く)	3,872回	4,969回	6,386回	6,624回	2,752回 (1.7倍)	238回 (1.0倍)	
内 訳	訓練空域						
	北広島町 西八幡原	697回	668回	875回	991回	294回 (1.4倍)	116回 (1.1倍)
	北広島町 荒神原	—	580回	689回	635回	—	▲54回 (0.9倍)
	安芸太田町 戸河内	—	148回	176回	103回	—	▲73回 (0.6倍)
	岩国基地周辺	3,175回	4,301回	5,511回	5,633回	2,458回 (1.8倍)	122回 (1.0倍)
	※ 大竹市 阿多田島	2,322回	3,182回	3,922回	3,932回	1,610回 (1.7倍)	10回 (1.0倍)
	※ 大竹市 西栄	106回	86回	104回	131回	25回 (1.2倍)	27回 (1.3倍)
	廿日市市 宮島	219回	300回	489回	615回	396回 (2.8倍)	126回 (1.3倍)
	廿日市市 八坂公園	440回	564回	819回	720回	280回 (1.6倍)	▲99回 (0.9倍)
	江田島市 沖美	88回	169回	177回	235回	147回 (2.7倍)	58回 (1.3倍)

※再編交付金の対象市町

(中国四国防衛局公表資料を基に作成。欠測期間を含む場合がある。)

(2) 特徴的なデータ

- 訓練空域では、騒音発生回数の増加のみならず、聴覚機能に異常をきたすとされる 100dB 以上の騒音発生日数が倍増するなど、一瞬にして音が轟く低空飛行訓練の影響が強く生じている。

【参考 1】北広島町西八幡原での騒音状況

	(H29 年度)	(R2 年度)
・ 70dB 以上の騒音発生回数	697 回	⇒ 991 回 (1.4 倍)
・ 70dB 以上の騒音発生日数	130 日	⇒ 156 日 (1.2 倍)
・ うち 90dB 以上の騒音発生日数	23 日	⇒ 28 日 (1.2 倍)
・ うち 100 dB 以上の騒音発生日数	6 日	⇒ 11 日 (1.8 倍)

- 岩国基地周辺では、移駐計画時の「騒音予測コンター」(移駐後の予測値)と比較すると、廿日市市宮島など 2 地点だけが、予測値を大きく上回っている。

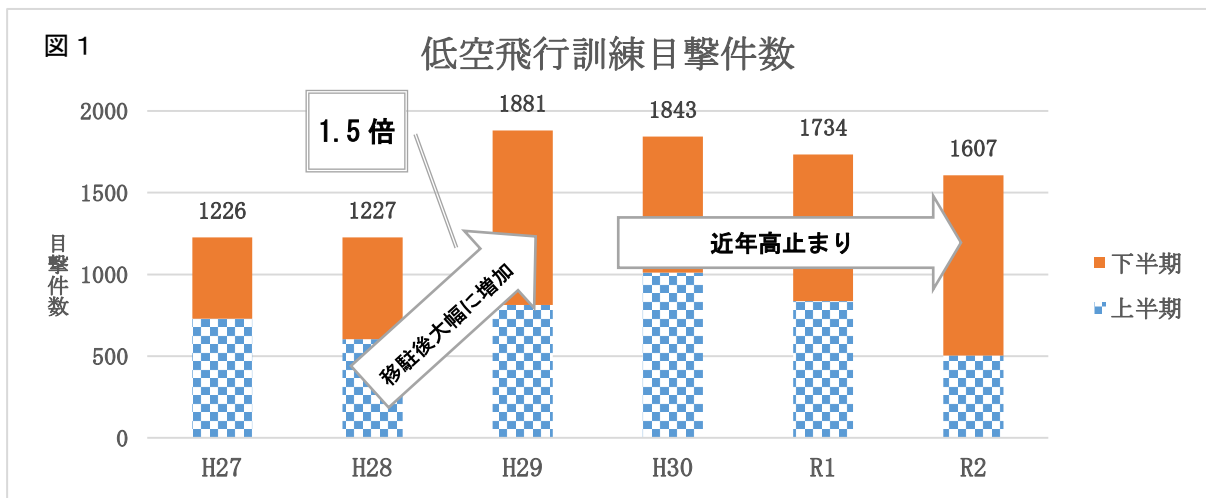
【参考 2】移駐後の騒音予測と、現状の比較

・ 廿日市宮島	R2 年度 測定値 54.9W	>	予測値 45W
・ 廿日市八坂公園	R2 年度 測定値 54.1W	>	予測値 51W

(3) 住民からの目撃情報と不安の声

【市町からの低空飛行訓練目撃情報】

- 低空飛行訓練目撃件数は、平成 29 年 8 月の空母艦載機の移駐開始を境に大幅に増加 (1.5 倍) し、近年、高止まりしている。



- 令和 2 年度は、岩国基地周辺及び米軍機の訓練空域下の 8 市町から報告があり、目撃実日数は 243 日、目撃件数は延べ 1,607 件である。
- その多くは、低空飛行訓練が行われている北広島町等の訓練空域である。

[表 2 市町別目撃件数]

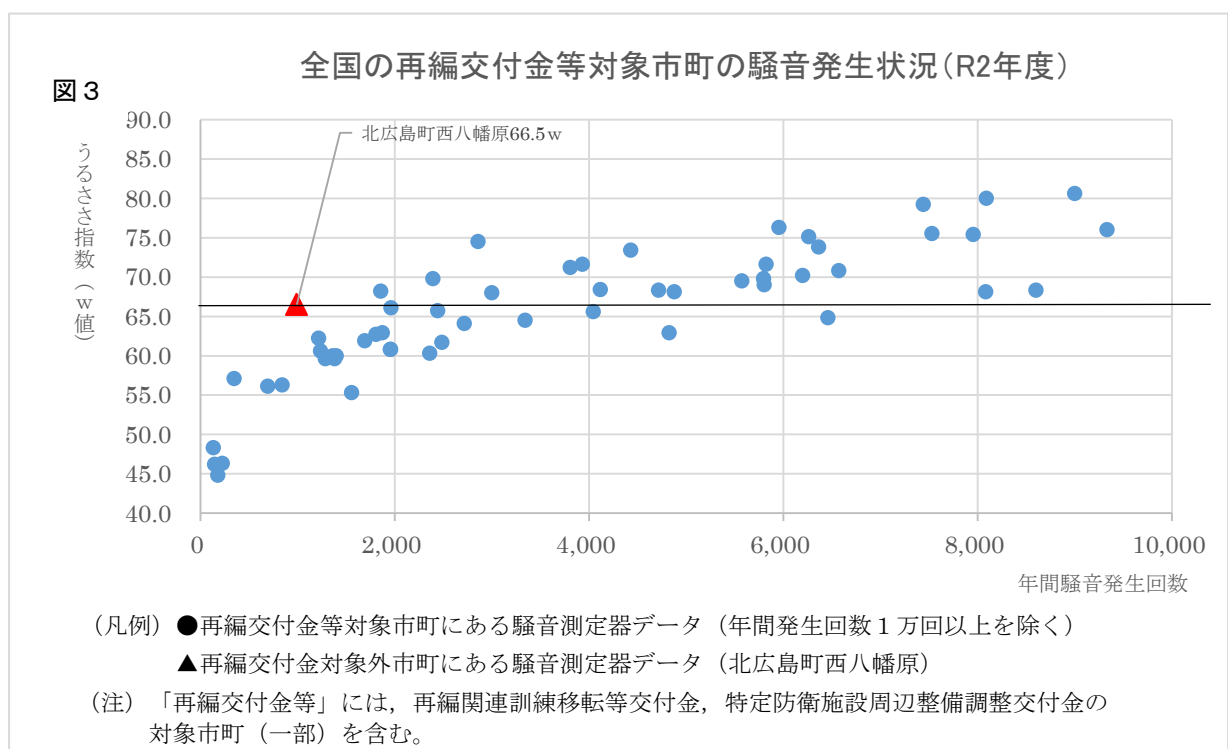
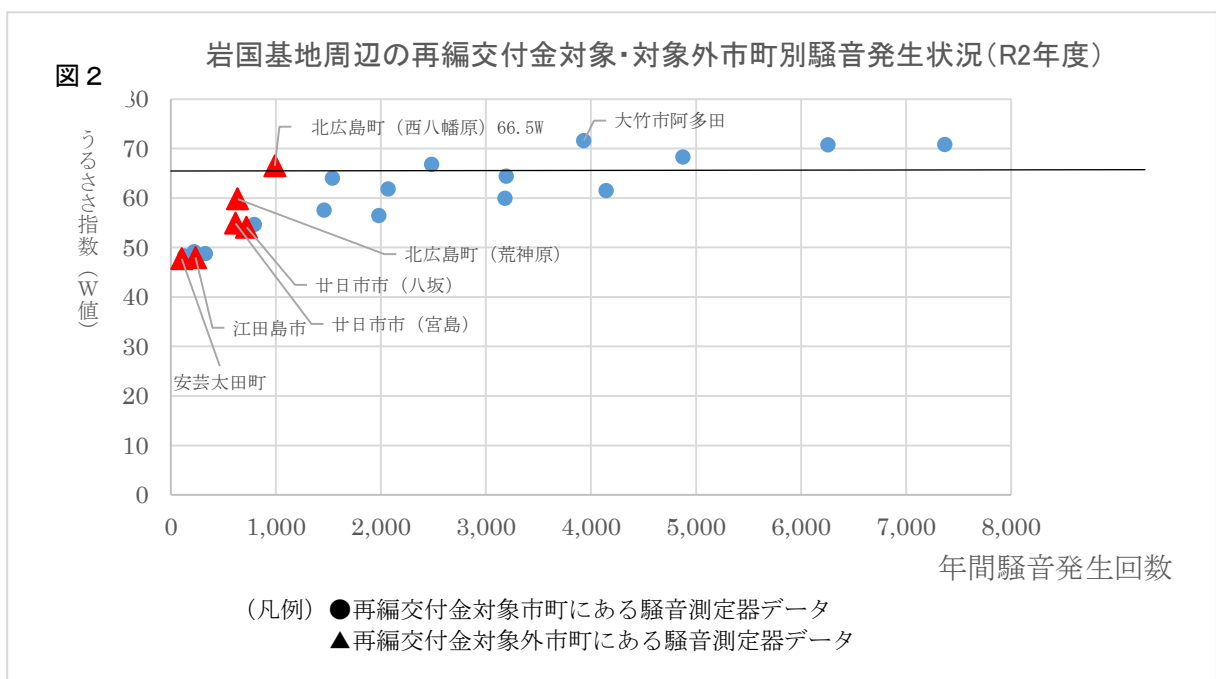
地域	県北部地域 (訓練空域等)				県西部地域 (基地周辺・飛行ルート)				合計
	北広島町	三次市	庄原市	安芸太田町	大竹市	廿日市市	広島市	江田島市	
目撃件数	1,068件	35件	15件	4件	388件	60件	28件	9件	1,607件

【地元住民から寄せられた不安な声】

- ・ 子供を寝かせているとき、爆音が聞こえ寝かせられなかった。(廿日市市)
- ・ かなりの低空飛行で、空をつんざくような轟音。1年生の児童が泣き出してしま
うほどであった。(北広島町内小学校)
- ・ 墜落するのではないかとというくらい大きな音をする。授業中に声が聞こえず、授
業に支障が出る騒音が、少なくとも年10回くらい発生する。(北広島町内高校)
- ・ 民家を訓練の目標にしていると思われる飛行が頻繁に行われている。(北広島町)

3 全国的な騒音被害の中での広島県内の騒音被害の状況

- 広島県内の市町（再編交付金対象の大竹市を除く）の騒音測定器の「うるささ指数」(W値)は、訓練空域にある北広島町（西八幡原）で最も高い66.5（R2）を示すなど、再編交付金等対象市町の騒音レベルと同様に高い水準にある。
- 訓練空域では、低空飛行という訓練の特徴のために、騒音発生回数が少ない割に、騒音のエネルギー値を示す、うるささ指数（W値）が大変高くなっている。



4 国の騒音被害対策の問題点と、見直しの方向

- 現在の国の米軍に関する騒音対策は、基地近辺の頻繁な離発着がもたらす、かなり大規模な騒音被害にしか対応しておらず、本県のような訓練空域・飛行ルート下においては、騒音被害が多めで、かつ急増しているにもかかわらず、国の被害対策がない。
- 訓練空域、飛行ルート下の地域実態を考慮した被害対策が不可欠である。

現行の制度（立地、騒音要件に限定）	問題点	本県が提案する見直しの方向
【再編交付金】 [対象市町村] <u>施設所在地及びその隣接及び隣々接市町村かつ、航空機騒音が75W以上</u> [対象都道府県] <u>施設所在地</u>	○立地要件的に、 ・ <u>基地から離れた訓練空域のある市町への支援はない</u> ・また、県レベルでも、騒音被害を受ける訓練空域を有する隣接県への支援はない。	○基地が所在する地域だけではなく、 <u>低空飛行訓練が行われている訓練空域や、飛行ルート下についても、被害対策等の必要なエリアとして位置付け、地域の被害実態に応じた対策を実施。</u>
【特定防衛施設周辺整備調整交付金】 [対象市町村] <u>特定防衛施設（飛行場）を有する市町村</u>	○訓練空域が特定防衛施設として位置付けられてない	○また、次の点を考慮した、 <u>地域の実情に沿った基地周辺とは異なる騒音基準の設定（緩和）</u>
【自衛隊等の航空機に起因する障害防止・防音工事に対する助成】 [対象施設] 学校、病院、診療所、保健所等 [学校の基準例] ①一授業単位時間（50分）で <u>70dB以上が10回以上</u> 又は <u>80dB以上が5回以上</u> 、かつ、 ② <u>1週間の総時間の20%以上</u>	○基地近辺など頻繁な離発着の影響を受ける場所でない、要件を充足することは困難である。 （⇨:学校の授業が1週間30コマあれば、 <u>6コマ以上で要件を満たす必要あり</u> ）	・本県の訓練空域は <u>閑静な中山間地域に位置するといった環境特性</u> ・回数少ないながらも <u>爆音が急に轟くという低空飛行訓練特有の騒音</u>

【参考】暗騒音からみた中山間地域の騒音特性

- ・閑静な環境にある訓練空域（北広島町）では、基地近辺（岩国市）に比べると、騒音の頻度（発生回数）、大きさ（最大値）は小さいが、「平時（暗騒音）と騒音最大値との差」は、同程度の大きさ



- ・訓練空域における、騒音が人に与える影響（うるささ、不快感）は、基地近辺と同レベル程度に大きい（専門家に確認済）



中山間地域の実態に合った基準の設定が必要

	北広島町 (西八幡原)	岩国市 (川口町)		大竹市 (阿多田島)	
		数値	北広島町との差	数値	北広島町との差
最大値【dB】①	78.3	81.0	2.7	82.4	4.1
暗騒音【dB】②	41.1	48.3	7.2	40.7	▲ 0.4
①と②の差	37.2	32.7	▲ 4.5	41.7	4.5
W値【W】	59.4	72.8	13.4	71.0	11.6
年間騒音発生回数	875	10,093	11.5	3,922	4.5

(注) 観測時期：R1. 4. 26～5. 15

5 広島県からの提言〔騒音被害関係抜粋〕

米軍機の低空飛行や騒音被害などにより、県民の平穏な日常生活に影響が生じている現状は容認できないので、訓練空域や飛行ルート下での対策強化を含め、次の措置を講じるよう強く要請する。

1 米軍機による低空飛行訓練の中止

- 県民が生活する地域で低空飛行訓練が行われないう具体的措置すること
また、地域行事への配慮等、県民生活への影響を回避する実効ある取組を講じること
- 国の責任において、関係自治体及び住民へ、事前に飛行ルートなどの情報を提供すること

2 騒音被害の実態把握、及び必要な対策の実施

- 騒音実態把握のための測定器やカメラを増設（※）するとともに、測定結果を早期に提供すること
- 学校等の防音対策など、騒音被害解消に向けた必要な措置を講じること
- また、訓練空域等を有する自治体が騒音被害対策などを行うための新たな財政措置を講じること

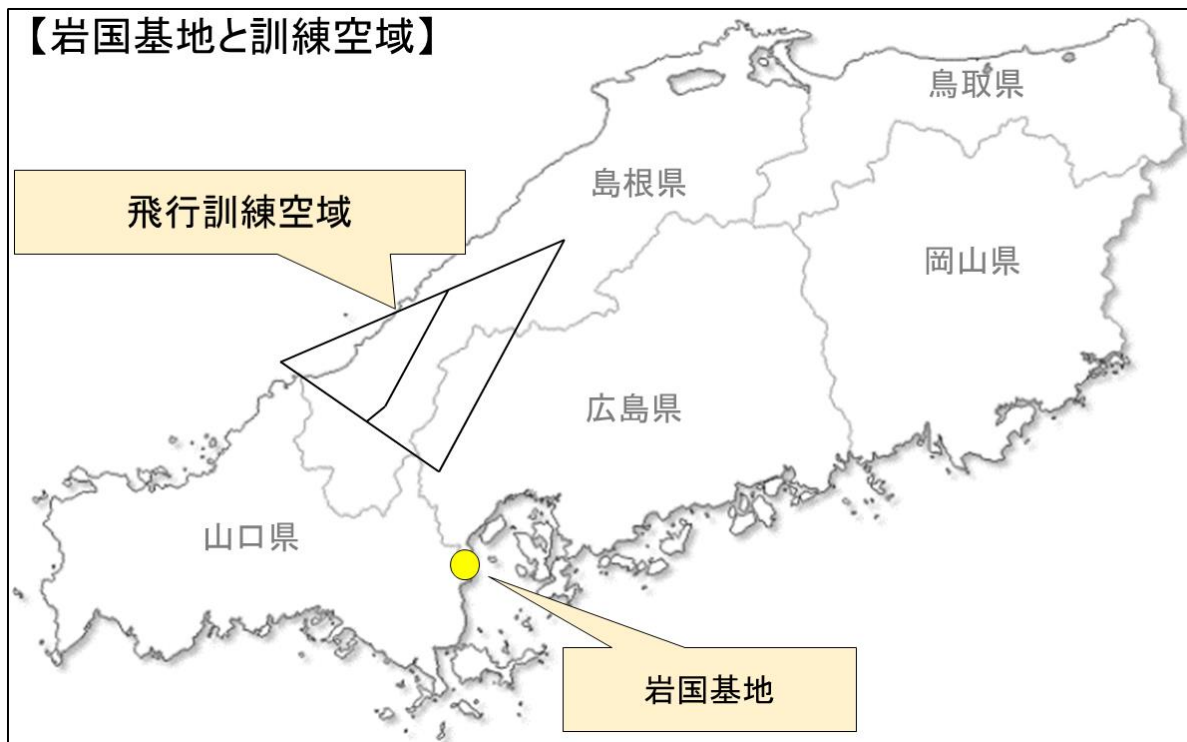
〔新たな財政措置の具体例〕 ～防衛施設周辺生活環境整備法施行令の見直し（拡充・緩和）

- ・ 米軍機の訓練空域等を防衛施設とみなした、空域下の自治体への交付金の創設
- ・ 米軍機の訓練空域等を有する県に対する交付金の創設
- ・ 学校等の防音対策基準の見直し

【※騒音測定器及び観測カメラ増設が必要な場所等】

関係市町	要望内容
北広島町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町設置の騒音測定器の国設置への切替（八幡出張所など4器） ・ 観測カメラ増設（住民の希望で場所決定）
廿日市市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観測カメラ新設（八坂公園，大野支所）
安芸太田町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 騒音測定器の増設（筒賀支所）
三次市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 騒音測定器の新設（作木支所，君田支所，布野支所）
江田島市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 騒音測定器の設置 （新設：能美市民センター，市設置分の国設置への切替：市役所本庁舎） ・ 観測カメラ新設（市役所本庁舎）

（注）被害対策（防音二重サッシ，吸音壁等）が必要な具体的な施設については，国から支援の方向性が出た段階で，別途，整理する。



〈注〉 用語解説

○ W値 = うるささ指数

加重等価継続感覚騒音基準の略で、音響の強度 (dB)、ひん度、継続時間、発生時間帯などの諸要素により、多数の航空機から受ける騒音の総量 (総暴露量) を1日の平均として総合的に評価する基準で、航空機騒音の「うるささ」を表す単位